

認定 NPO 法人

ダイ 日本システム監査人協会報

2025年2月号

No.287(2025年2月号) <1月25日発行>

今月号の注目情報

IPA「サイバーセキュリティ分野における 防衛省・経済産業省・IPA による包括的な連携協定を締結」



巻頭言

『システム監査が目指すもの』

会員番号:1709 荒町弘(副会長 BCP 研究会主査)

2025 年の大きなイベントとして、大阪で開催される「大阪・関西万博」があります。テーマは「いの ち輝く未来社会のデザイン」であり、革新的な技術や SDGs(持続可能な開発目標)に関連する展示が期 待されており、この万博は日本の経済、文化、技術などを世界にアピールする大きな機会となります。世 界的なイベント実施に備えた情報システムやネットワークの安全対策と合わせて、万が一、インシデント が生じた場合にも速やかに復旧でき、サービス継続できるための十分な「備え」をもって実施に臨むこと が必要です。

年々増加しているサイバー攻撃はその手法や巧妙さは変化しつつあり、2024年末も我が国の金融や運 輸などのインフラ企業におけるサイバー攻撃被害が報じられたところです。特にサプライチェーンの停止 を狙った攻撃への対策には十分な対応が必要となります。

サイバー対策面での政府の動きに目を向けると、昨年政府は、「能動的サイバー防御」についての取り 組みを強化する考えを示しました。サイバー攻撃はランサムウェアなどの身代金を要求するものから、社 会インフラなどの機能停止を狙った攻撃に変遷してきていることなどもあり、従来の受動的サイバー攻撃 対策だけでなく、能動的に攻撃者の振る舞いを無害化することで攻撃を防御するものです。

企業組織が社会的責任を果たすため、事業の継続性を維持するための、情報管理とサイバーセキュリ ティ対策は経営課題として重要性を増してきています。そして、このようなセキュリティ対策を担う人材 の育成と増加は喫緊の課題であるとともに、その活躍が期待されていると思います。更に、システムの安 全性を監査する監査人となり得る人材への期待も高まりつつあると考えます。

大きな変化の年である 2025 年も、システム監査人の育成と研鑽の場を提供できるよう、SAAJ として 以上 の活動の継続性を含め取り組んでまいります。

<目次>

各行から Ctrl キー+クリックで 該当記事にジャンプできます。

\cup	を映言
	【 システム監査が目指すもの 】
1.	めだか3
	【 時代が求めるシステム監査(日本の進む道) 】
2.	投稿
	【 フラム 】 システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門(2)
	【 エッセイ 】仏法僧 ~IT 業界人のための寺院巡礼ガイド(前編)~
3.	本部報告
	【第 293 回月例研究会:講演録 】
	テーマ: 「防災 DX の再考: 災害対策行政におけるデジタル化の現状と課題」
4.	支部報告
	【 北信越支部 2024 年度石川県例会/12 月リモート例会報告】
5.	注目情報
6.	セミナー開催案内28
	【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】
7.	協会からのお知らせ29【 (予告)第24期通常総会の開催】【 CSA/ASA資格をお持ちの方へ: 資格更新手続きについて】【 新たに会員になられた方々へ】【 協会行事一覧】
8.	会報編集部からのお知らせ33

めだか 【 時代が求めるシステム監査(日本の進む道) 】

「時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによる パンデミック、戦争、地震・津波、台風、人口、政治、等々により、求められものである。 生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシス テム監査人に求められているものは一体何かを考える。



資料によると次のことが書かれている。"資本とは何かといえば、利子が取れるもの。投資をすることで、本体が壊れずに利子が出てくるもの。それが資本の定義である。資本主義はお金儲けだけの話ではない。お金は資本の一つである。畑も資本だし、山も資本、人も文化も情報も資本である。利子を取るには、資本が循環再生している必要がある。本来の資本主義には循環再生が不可分で、元本を取り崩すのは資本主義ではないし、他者から収奪して儲ける(=他者の持っていた元本を取り崩す)のも資本主義ではない。また、金融資本主義が資本主義の本質のように言われるが、実はこれは資本主義ではなくなっている。普通ならありえないほど利益を得ているひとがいるとしたら、他人の元本を循環再生収奪しているだけのことで、それは利子を得るのが本分の資本主義ではない。資本主義を本当にうまくやろうとすれば、畑で手に入れたものを人にあげて、わらしべ長者のようにいろいろなものを手に入れていくこと、それが本当に上手な資本主義である。"ということであろう。

またアメリカの農家のケイブ・ブラウンという人の「土を育てる」(NHK 出版)という本に次のようなことが書かれている。"自然の土は塊の構造を持っているので、雨が降ってもその塊の間を流れるためそう簡単に土は溶け出さない。その土の構造を作っているのは地下の生態系である。植物の根は地下でつながっていて、生態系の網の目が出来上がっている。だから、その網の目を壊さないように根に土を残すことが大切になる。ところが、人間は耕すことでその網の目を壊してきた。そうすると雨が降ると土が流れ出し、川が茶色く濁ったりする。人間は1万年もの間、土を掘り返して、それが「農業」だと思い込んできたのではないか。耕さないで作物を作る不耕起栽培が注目されるのは、人間が1万年続けてきたことでさえ、全く逆のことを考えてもいいということを示しているのではないか。"実際のところ、エネルギー収支的に考えれば、化石燃料の利用や再生可能エネルギー利用技術の深化で十分である。

このように人類の生存原理自体が変わったということに人間の頭の中の認識がついていっていないことがある。昔のままの危機意識が過剰な貯蓄を生み、お金が必要な人に回ってこない。この時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対して、あらためて考えてみる必要がある。(空心菜)

資料:「日本の進む道 成長とは何だったのか」養老孟司 藻谷浩介 著 毎日新聞出版

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJ の見解ではありません。)

【投稿】2025年に備えが必要と考える4つの要素~電力・電源問題への備え、デジタル社会の脆弱性に向き合う、ビジネスモデルの根本的変革、自然災害や気候変動への対応深化

会員番号 0436 大石正人

2025 年も不確実で予想困難な状況が続きそうですが、昨年来ますます明らかになり、心構えとして備えておくべき諸点を考えてみます。

第一は電力・電源問題への備えとプロアクティブ(先回り)な思考です。半導体産業の振興を国や自治体の経済政策の高い順位に置く動きが強まっていますが、この産業を支えるうえで、水資源と並び重要なのが安定した電力供給です。通貨安が続き、戦乱や国際情勢の波乱が続くと予想される中で、安定した原燃料の調達を海外に依存する国で、半導体産業を振興するのは理にかなっていると言えるでしょうか。

また千葉県印西市などに代表されるデータセンターの立地や集積増も、膨大な電力需要を生む原因となっています。適地として寒冷地を選択する動きもありますが、例えば北海道電力管内では、2018 年に北海道胆振東部地震で、苫東厚真火力発電所を起点として大規模停電(ブラックアウト)が起こりました。その後対策が進んだとはいえ、今後も想定外の大規模停電が、どの電力管内でも発生しうるとも言えます。

データセンター需要が旺盛な背景には、クラウドサービスや AI 技術の活用進展などによるデジタル計算負荷の高まりも大いに寄与しているようです。エネルギー基本計画のなかで原発回帰ともいえる動きもみられる中で、福島原発事故の教訓もあって、新規立地の展望が開けず、通常の耐用年数を超えた原発を補修などにより寿命を延ばして対応しているのが現実ですが、いずれこれらも廃炉を含めた検討は必至でしょう。電力需要増が見込まれる地域に、新しい技術を採用した小型原発を設置してはどうか、といった提案もなされるようになりました。新技術の成熟度もよく吟味したうえで採用を検討すべき、との印象を抱きます。

また、能登半島地震の影響で原子力規制委員会の審査長期化が見込まれている北陸電力志賀原発や、再稼働が認められなかった日本原子力発電敦賀原発に象徴されるように、日本列島のどの地域でも地震を引き起こす可能性のある活断層は網の目のように分布しています。世界の 0.25%に過ぎない日本の国土で、マグニチュード 6 以上の地震の 2 割が発生、活火山は世界全体の 7%が日本に集中している状況で、原発にしろ他のエネルギー源にしろ、被災リスクを十分考慮しなければならないはずです。

このため今後は、デジタル処理の増加に伴う電力需要をどうコントロールするかに細心の注意を払う必要が出てきます。通信、ガス、水道など重要インフラを円滑に稼働しサービスを継続するうえで、安定的な電源確保は最優先の課題になるはずです。そしてより根本的には、これまでの延長線でデジタル処理の高度化を進めてよいのか、といった文明論的な問いも必要になっている予感もします。基盤になる電源確保の展望に不安がある中で、デジタル処理依存を高めることは、社会の不安定性を高める懸念が大いにあるからです。

第2はデジタル処理にかかる脆弱性や社会不安にきちんと向き合う必要性です。

2024 年後半のマスコミの社会面報道は、闇バイトによる強盗死傷事件がかなりの比重を占めました。「ホワイト案件」に誘われて応募し、握られた個人情報を「かたにとられ」実行役に追い立てられる構図、しかも応募の舞台が TM 社など求人仲介有力企業だったことなど、ネットというデジタル空間での求人求職のいわば社会インフラを堂々と活用した事案だったことが象徴的です。

これらは荒っぽい犯罪事例ですが、2024 年末から 2025 年初にかけても大手銀行や決済サービスに対する 大量データの送り付け (DDos) 攻撃とみられる障害が相次ぎましたし、依然として身代金目的のランサムウェ アによる攻撃事案が跡を絶ちません。

こうしたある意味で「公知」の事例がなくならいところへ、新たな決済サービスの利用手順を活用した犯罪も徐々に増えているようです。従来からの電話による振り込め詐欺や、ショートメッセージを活用したフィッシング詐欺に加えて、例えば普及が進んだ QR 決済を悪用し、あたかも商品の欠品による返金であるかのように見せかけて、実は送金による詐取、という「還付金詐欺の手法」を活用した事例も増えているようです。独立行政法人「国民生活センター」には多種多様な相談が寄せられているようで、既に同法人のサイトに掲載されている事例だけではなく、掲載が追い付かないほどの「手口」が多発しているということだと思われます。(注)テーマ別特集_国民生活センター https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/soudan_now.html

またすでに個人情報という面では、利用履歴やポイント誘導に伴う個人情報(購入履歴だけでなく個人の嗜好)と関連情報の紐づけによる意図せざる収集に晒されているわけですが、決済手段の多様化はこれに金銭取引の要素を付加している点で、より深刻な被害を生む温床があるといってよいでしょう。

具体的には事業会社も含めて決済サービスを取り込むために、ポイント経済圏を決済分野まで拡張するための「○○銀行」の林立がそれに当たります。これは 2021 年施行の改正銀行法で、いわゆる「電子決済等代行業者の登録制度」の導入に伴い公共交通機関、大手通信キャリア(携帯電話会社など)、小売り(百貨店やコンビニ)が、銀行を名乗って決済サービスに相次いで参入していることに伴うものです。まだ取引規模は事業者により様々だと想像しますが(証券業などが先行)、参入が相次ぐ中で、サービスの中断や不正事案が相次ぐ懸念もナシとはしません。

(注) 金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」X 電子決済等代行業

https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/10.html

さらにより進んで、デジタル給与払いのサービスも 2024 年 8 月の P 社を皮切りに 2024 年 12 月までに 2 社で始まりました。報道によれば、さらに認可審査を待つ IT 企業もあるようです (注 1)。ただこのサービスについては、以前にこの雑文でも整理した通り、万一デジタル給与サービス提供事業者が破たんした場合の保証制度が、銀行預金における預金保険制度などとは異なり、現状では事業者単体での対応になっているほか、保証上限が僅少ではないか、という懸念があります。2020 年代入り後の政府の規制改革推進会議や成長戦略フォローアップの目玉施策の一つとして取り組まれてきたものですが、労働基準法第 24 条「賃金の支払い」

に即して、生活資金の確保に支障が生じない措置が万全でない点(注 2)は依然として大いに問題含みと思います。

(注) 1. 厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03_00028.html

「指定申請があった資金移動業者数及び厚生労働省が審査中の資金移動業者数(2024年12月13日現在)」 指定申請があった資金移動業者数(累計) 4、審査中の資金移動業者数 2、とあります。

2. 報道によれば、先行する P 社の場合も保証上限は 1000 億円で、1 口座 20 万円換算で 50 万人が受入上限になる、との試算。「デジタル給与、普及に障壁 PayPay 保証 1000 億円のみ - 日本経済新聞」

https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB042JA0U4A101C2000000/?msockid=2bb6f768cb6960aa3a11e20fca836134

第3はある意味で根本的な課題への備えですが、従来からの事業者のビジネスモデルの変革を迫る事案です。電力会社システム改革の趣旨に反する取り扱い(分社化されたはずの送配電子会社が管理していた顧客情報を、親会社の多数の営業部門職員が閲覧していた法令違反)、損保における代理店への出向時の不適切な取り扱い(損害保険会社から代理店等への出向者による、自社の保険商品の優先的な取扱い)、生保・損保会社からの銀行や他業態への出向者による個人情報の漏えい(生保協会長は 2024 年 11 月に、全体で延べ 42 万 2000 件の漏えいがあったと公表。損保業界では大手 4 社で 250 万件の漏えいが明らかになり、金融庁への報告徴求命令につながった)、といった業界横断的な問題事例が 2023 年以降次々と明らかになり、自ら律することができず、業界団体がガイドラインを制定、見直しするなど、対応が後手に回る姿が浮き彫りになりました。またメガバンクの営業管理者がその権限を悪用し、長年にわたり貸金庫から金品をくすねて売却していた事案は、判明時点ですでに 10 億円を超える被害が明らかになりました。物理的な店舗を持っている銀行のビジネスモデルの信頼に決定的なダメージを与えた点で深刻な事例でした。

金融資産の運用多様化で、NISA 口座の盛行が騒がれている中、金融庁に出向していた裁判官(規律が厳しく求められる政府機関所属者)だけでなく、そもそも甲斐節機市場の番人であるはずの東京証券取引所の、しかも最も機微情報を扱う上場部開示業務室の職員が内部取引情報を親族に漏らし、金融商品取引法違反(内部者取引、情報伝達)の嫌疑で、2024 年 12 月 23 日に証券取引等監視委員会から告発されるに至りました。市場取引の公正を保つべき「当局・当事者」自らが、不公正な取引に手を染めた重大事案です。

これらの事案について、当事者や所属組織の再発防止策は、コンプライアンスの徹底とか研修強化だとか、 基本的ではあってもある意味で当たり前の内容になりがちです。識者からは改めて職業や業界倫理に訴えたり、 性悪説ならぬ性弱説(人間は弱い者で、目先の利益に目を奪われがちである)に立った対応が必要である、と いったコメントがなされがちです。

しかしより根本には、所属組織や私的利害を超えて、パブリックマインド、すなわち世間の常識目線を踏ま えて、内内(うちうち)の論理で業務の執行や執務態度が繰り返されないようなカルチャーを、経営層自らが 醸成し所属組織の末端まで浸透させていく不断の努力こそが強く要請されているのではないでしょうか。その うえで、従来のビジネスモデルの適否そのものに踏み込み見直す勇断が求められていると考えます。

もちろんこうした観点から、個別の事業会社であれば社是・社訓・行動指針の類があり、公的組織や士業(弁護士や医師など国家資格を求められる職業)の場合まで視野に入れると、士業・業界団体倫理規定やガイドラインが定められています。しかし現実には、前述の通り、不正事案の度にそれらの見直しを迫られてきたことに鑑みると、結局「公正さとは何か」を考え抜いて事業変革する不断の努力なしには、後手に回ってばかりで「自律的」な規律には程遠い、「ルールになければ守りようがない」と主張するような事態に陥るのです。

第4は自然災害や気候変動への備えと万一に備えた対応の深化です。詳細は別の機会に譲りたいと思いますが、国際情勢の一層の緊迫化や不透明性が濃化するなかで、国の内外における震災、台風やハリケーンといった狭義の自然災害に、気候変動に伴う森林火災や氷河、両極の氷融解その他の気候変動要因は、水不足や食料生産の制約を招き、それがさらに社会の不安定化、紛争の多発化を招いています。

アフガニスタン・ペシャワールでの故・中村哲医師の、用水路建設・灌漑事業が、地域の安定と平和をもたらすとの信念から地域に根付いてきた経緯に象徴される通り、地域紛争の裏には必ず生活圏・生活権を巡る不安定性があります。国家利害を超えて人類史的な視点で取り組む必要がある喫緊の課題が地球のあらゆるところに顕在化しています。旧来の欧米流民主主義統治の理念が様々な要因から挑戦を受けている中で、こうした視点を忘れずに、日々の生活態度や事業上のリスク管理を考えていくことが大切だと感じています。

身近なこの国でも、2024年初の能登半島地震と9月の水害による二重被災がもたらしている地域の苦境が象徴するように、また1月17日に40年を迎える阪神淡路大震災や、3月11日に14年を迎える東日本大震災について語られてきた通り、被災経験地域が増え続ける中で、発災・被災前の減災への取り組みはもちろん、不幸にして被災した場合の心構え(被災影響のなかった地域との連携を含む)や、地域社会、事業体におけるシミュレーション、訓練は欠かせません。

2024年の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発令の教訓に止まらず、中枢機能が集中する東京などでの首都直下型地震の発生も懸念される中で、過去の教訓から学び取るとともに、他地域の事例を自分事としてとらえる習慣を忘れないよう、心がけたいと考えます。

予測不可能 (VUCA: Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguity) の不確実性を少しでも読み解く力を、AI など新技術、新手法の批判的活用により身に着けていくこと、それを家族、地域社会、事業体などの組織、公的機関、それぞれの立場で深めていけるよう、リスク管理やシステム監査の立場からも臨み挑む 2025 年にしていきましょう。

投稿 【 身近なセキュリティ事件から監査を考える 】

会員番号 0291 佃隆

1. 銀行からの電話

2024年のある日、自宅に取引銀行から突然に電話かかってきました。内容は「あなたの個人情報が漏洩した」とのことで、当時の新聞などで良く取上げられた事件(イセトー事件:下記参照)により私の個人情報(氏名・住所・口座番号・支店コードなどの印刷・発送に用いる情報)が漏洩対象として特定されたというものでした。

一瞬「サギ電話」を疑い、電話を終了後に該当銀行における小生の担当者に別途電話をしたところ「事実」と 確認でき、慌てて口座の再作成などの対応をしました。

今まで新聞記事を読んで「対岸の火事」と思っていた事件が直接自分に関係したことで、改めてサイバー攻撃 の拡大と怖さを身近に実感しました。

該当銀行が 2024 年 7 月 4 日に公表している内容では、情報の流出は確認も被害の特定は現在継続中となっていますが、担当者の話によるとかなりの数の漏洩対象者がいるようでした。

その後、該当銀行は 2024 年 10 月 23 日に「最終報告」で、情報漏洩対象者と流出情報の特定・連絡完了と 改善策の実施を報告すると共に、現時点で漏洩情報を悪用した事例はないと公表しました。

2. 事件の概要

今回の事件は、一つの企業に対するランサムウェア攻撃(不正な手段でサーバ等に侵入し、データを暗号化して身代金を要求するサイバー攻撃)により、さまざまな組織が有する個人情報が漏えいした案件と捉えられます。

ランサムウェア攻撃の被害に遭ったのは、多くの自治体や銀行、企業などから印刷や発送業務を受託している株式会社イセトー(非上場、従業員 900 名弱)で、受託元から渡されていた情報から 150 万件以上の個人情報が漏えいしました。事件が発覚したのは 2024 年 5 月ですが、現在までに個人情報漏えいの被害を受けた(または可能性有り)と公表した組織は、日本の社会基盤を支える自治体や金融機関を中心に数十組織となり、影響範囲は全国に広がっています。

公表資料から漏洩した個人情報の内容を見ると、基礎的な情報(氏名、住所)だけでなく、機微に触れる情報 (生年月日、所得、税額、メールアドレス、口座情報、保険証番号、投薬歴など) も多く含まれています。

2024 年 10 月 4 日に「(株) イセトー」から公表された報告書では、VPN から不正アクセスで侵入され、イセトーのセキュリティポリシー違反(作業すべきでないサーバで作業、作業終了後のデータ削除を怠るなど)を 突いてデータ搾取された事が原因とされています。

過去の他組織のサイバー攻撃の報告書などで見慣れた原因であり、地道な対応(公開された修正情報の適用、ポリシーの遵守)が重要であると改めて認識しましたが、中小企業にとっては人材確保を含め、すべてに対応するのは難しくなっているのかもしれません。

現時点では、悪用された事例はないとの報告が多いようですが、漏洩の内容を見るとプライバシーに関わる情報が多く、今後別のサイバー攻撃に漏洩された情報が悪用されることも危惧されます。

参考:京都のイセトー、サイバー攻撃で約150万件の個人情報流出 : 日経新聞:24/7/5

:「イセトー」にサイバー攻撃 委託元の約 150 万件の情報漏えいか : NHK : 24/7/5

:自治体の印刷代行で「一強」、イセトーは契約に反し業務後もデータ削除せず : 読売新聞:24/8/3

: ランサムウェア被害の発生について : イセトー: 24/5/29

: 不正アクセスによる個人情報漏えいに関するお詫びとご報告 : イセトー: 24/10/4

3. 攻撃への立場別の防御対応策

①個人での対応

まずは、今回の事件のように一定レベルの個人情報の漏洩は避けられないと覚悟しておくべきです。その上で 想定される攻撃(漏洩した情報による偽メールによる誘いなど)の対応として、情報リテラシーを向上させて対 応(例:文面や発信メールアドレスなどの確認は必ず実施し怪しいメールは即削除、怪しくない場合でも情報登 録は慌てずに時間を置いて実施、メールを使い分ける等)する事が大切です。

②組織での対応

今回の事件を受託先での情報漏洩と捉えると、サプライチェーンにおける情報保全の重要性が浮彫りにされ、 重要インフラでの早急な対応標準の策定・実施が急務と考えます。

また、対応が困難な中小組織では必要なセキュリティ要件を備えたクラウドを利用するのも有効です。米国では、クラウドサービス利用時に一定の基準(FedRAMP)相当以上のセキュリティを要求するルールを明示している省庁もあり、日本でも参考になると思われます。

③技術での対応

情報を価値の面で捉えると、情報を無価値化すれば漏洩の対象にならないといえます。

すなわち、保持情報を暗号化してそのまま処理可能であれば保持情報には価値は生じません。また保持する情報を個別の情報(例:住所のみの単位情報)だけに分散すれば、他の情報(例:氏名、預金など)と組み合わせない限り価値は生じません。

それらの方法 (暗号化された情報で直接処理する方法、分散して保持し処理する時に組み合わせる方法など) は「秘密計算」として以前から研究されてきましたが、能力の課題などが有り実用化が遅れていました。

最近は、必要性の高まりと相まって研究が進み且つ計算能力の向上もあり実用化が進められており、今後システム構築時に取り入れて行くことも有効になってくるかも知れません。

参考: NTT コム、新興と連携 創薬「秘密計算」で支援: 日経新聞: 24/12/18: 秘密計算とは データの中身を読まずに分析、共有容易に: 日経新聞: 21/ 7/ 9

4. 監査の立場で再発防止を考える

今回の事件で公表されている情報は非常に少ないのであくまで参考にしかなりませんが、今回の事件を監査の 立場でみて攻撃を防げる方策がなかったのか考えてみるのも有効と思われました。

なぜなら今回の直接被害企業である「イセトー」はそのホームページによると「プライバシーマーク」や「ISO 認証(ISO/IEC27001,ISO/IEC27017)」を取得しており、監査の有効性も問われる事件であると考えたからで す。(今回の事件を受け、認証などについて「一時停止」と公表しています。)

参考: ISO27001 認証及び ISO27017 認証の一時停止について : イセトー: 24/ 9/ 2 : プライバシーマーク付与の一時停止について : イセトー: 24/12/24

2024年10月に公表された報告書によると、「セキュリティポリシーは設定していたが、遵守していなかった」とされています。認証時の監査状況は言及されていないので詳細は不明ですが、監査に関わった関係者は忸怩たる思いをされていると思います。

筆者の経験でも、監査(組織内部の独自活動)したプロジェクトがその後トラブルを発生させたことは幾度かあり、そのたびに「何故だ?」との思いと共に後悔の気持ちに襲われたことを思い出しました。

その後に実施した再発防止のための振返りの中で、監査が失敗したパターンとしてあげられたのは「(1)監査当時は遵守もその後ルール逸脱」の場合と「(2)監査当時ルールはあるも実態が伴っていない」場合の二種類が多くあり、各々に対する分析と防止策を検討したことがあり、以下に思い出しながら記述しました。

(1)の場合:監査時はルールが有り遵守していると指摘するのは困難に思われますが、後からチェックすると予兆(リスク)があったことが解りました。

あるケースでは環境(体力やスキル)を軽視し監査に向け立派(高度で精緻)なルールを設定し設定当初(監査時点)は皆で頑張ってルールを守っていましたが、監査終了後に次第に意識が薄れて易きに流れてルール破りが横行し、トラブルに繋がっていました。

また、あるケースでは、ルールの実施状況を感知できる仕組みがなく、時間が経過すると共に少しずつルール破りが発生していたのを検知出来ずに綻びが拡大し、最後はトラブルに繋がっていました。

そういった無理や仕組みの不備から生じる予兆を監査で指摘するのは可能だったと事後の分析で明るみになり、再発防止の改善として、体制の質や人数などのリソースとルールのバランスへの確認や、実施状況を検知できるプロセス(できれば自動化)の確認を重要視するようにしました。

(2)の場合:振返りで確認すると「ルールはあるけど、事態が伴っていない」ことを指摘できなかった場合は、 監査のやり方に問題がありました。そ

れらの監査では「現場に行かず実態を把握しないない」「提出書類だけをチェックしエビデンスを見ない」「回答を検証せずに鵜呑みにする」など「形だけの審査」を実施して、いわゆる「三現(現地、現物、現人):失敗学参照 | のいずれかが十分でない場合が多く有りました。

防止のための改善には、特に「人」に対するアプローチが重要で、回答の中から「疑問点を抽出」 することと、如何に相手の本音や裏に隠れている「意識を見える化」すること、並びに隠れている リスクを「相手に気づかせる」ことの大切さを痛感し、重要視するようにしました。

上記は、今回の事件を受けてあくまで筆者の経験から整理した内容ですが、一般的な監査実施の改善検討の参考にしていただければと纏めさせていただきました。

以上



【 コラム 】システム監査のための会計・法律・数学・理科・歴史学再入門(2)

会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1.はじめに

去る1月2日、羽田空港での旅客機と海上保安庁の輸送機の衝突事故から1年を迎えたが、システム上の強化は未だ途上である。また、昨年4月に発生した、大阪に本拠を置く、某大手洋菓子メーカーのシステム・トラブルは完全収束に至らず、筆者の東京及び京都両拠点の周りのスーパーでも、商品棚にはプリン以外見かけない状態が続いている。同社の今年度末の決算が非常に懸念される。システムの外部監査の法律による義務化の必要性を痛感している次第である。

§2.大学入試の「共通テスト」(→文献[5-7])

[1]新カリキュラムに伴う「共通テスト」の難化

1月18日・19日には、「共通テスト」が実施された。「共通一次」から「センター試験」を経て「共通テスト」に衣替えして5年目である。「センター試験」では4者択一が中心であったが、「共通テスト」では6者択一や8者択一が激増している。また、今年の高3の新カリキュラムから、英語の必須単語数が750→1800~2200と激増しているほか、古文の試験範囲に上代(奈良時代以前)が加わり、漢文が大幅に難化している。本稿の締め切りは1/15であり、共通テスト以前であるのであくまでも推測の域を出ないが、英語の長文は更に長くなり、漢文は多義語が頻出となるなど大幅に難化するものと思われる。

※1.選択型のマークシート問題では、回答に迷った場合、消去法などの「順位付け」を行うことになる。しかし、代数学の金字塔の1つである Galois 理論が示す通り、「5個以上のもの順位付け」は収束しないことがある。4者択一が5者択一になると難易度が急に難しくなるのはこの為かもしれない。分からないときに、鉛筆を転がして決める受験生もいるようだが、7者択一以上になると使えない。

※2.批判の多い試験であるが、センター試験に比べてしっかり理解していないと得点できない問題も多く、 試験時間を延長するか問題量を2割程度削減すれば大変良い試験とも言える。是非、私立大学にも義務化 するべきである。

ただし、英語のリスニングは要改善である。特にラップ調の発音や「東部訛り」のリエゾンや黙音が極端であり、ビジネス英語ではあり得ないレベルである。この状況を回避する方法としては、共通テストのリスニングの配点がゼロの大学を受験するか、共通テストの外国語をドイツ語やフランス語にするという手がある(ただし、一部の大学・学部では共通テストの外国語を「英語」に限定しているケースがあるので要注意)。筆者としては、

- ① 発音と綴りの関係が単純である。
- ② 品詞性が安定し、誤読を誘発する多義語が非常に少ない。
- ③ 関係詞節の支配範囲がコンマで区切られるなど構文が明晰である。
- ④ 文中でも名詞が大文字で始まる

という点から、ドイツ語受験が最も有利であると考える。実は筆者も大学入試でこの方法を用いた。

[2]新科目「情報 I 」について

今回から「情報 I 」が出題され、大半の国交立大学において受験が必須である。これは大変望ましいことである。筆者は私立文系における数学 I ・ II ・ A・B・C の義務化を提唱しているが、**昨今の社会情勢を考えると、私立でも「情報 I 」も義務化するべき**である。「古文・漢文」を削ってでも実施するべきである。

なお、「数学 B」・「理数探究 I」とともにここでも、四分位図や平均・分散・標準偏差などの統計的分析の単元が含まれている。これは、戦後最悪のカリキュラムであり、我が国の衰退の元凶の1つであったと考えられる「第1次ゆとり教育」(昭和41年度~52年度生まれに適用)への反省でもある。当時の教科書などは現在も手元にあるが、高校の数学・理科の教科書を見る限り、内容が約35%少ないだけでなく、相互の関連性もズタズタになっていた。京大と一橋大を除き、文系では「確率・統計」が出題されず、「集合と論理」・「必要条件と十分条件」・「順列・組み合わせ」・「確率・期待値」・「統計的判断」が大半の文系から欠落したことは、我が国の製造業の品質管理に甚大なダメージを与えた。また、このことが、品質レビューの形骸化や、コンサル・IT業界において、いわゆる"パワポ奉行"と呼ばれる、資料の記載内容や根拠・論理ではなく、フォントや色の配分に過大な労力を費やし、部下の作成した資料の添削に血道をあげる中間管理職の大量生産にも繋がったことは、大変憂慮すべきことである。

★現在、近畿圏の一部の地域において、中学3年生の「理科」において、教科書の履修順をわざわざ変更して、「力学」を一学期に教えるという事態が横行している。中3の「数学」で二次関数・三平方の定理を学習するのは2学期前半であり、大量の消化不良が発生している。

また、近畿圏では、高校1年生に「物理基礎」を配当する高校が多く、三角関数を知らない学生に、運動 <u>方程式や斜方投射を教えるという事態</u>が横行している。もちろん、大量の消化不良を起こしている。なお、 教育現場からは「ベクトル」を数学 B から C に変更して欲しいとの要望が多数出ているが、次のカリキュラ ムでも維持されることが決まった。数学 B と数学 C の高 2 での同時履修を行う高校が急増しているが、これ は合法である。

[3]公民分野の出題

今回から、公民分野は「公共・倫理」と「公共・政経」に分離された。筆者の若いころ、「倫理」は「倫理・社会」という科目であったが挫折を経験した(そのため、社会 2 科目は「世界史+倫社」⇒「世界史+日本史」という理系では珍しいパターンとなった)。筆者のように要領が悪い"こだわり派"にとって、宗教・哲学用語を中身を深く理解せずに丸暗記することは極めて困難であり、個々の用語について相当極めないと正解に到達できないのである。その観点では公民分野から「倫理」が免除されたことは、"こだわり派"の理系学生にとっては大きな朗報である。

[4]歴史教育の欠如

旧課程においては、「世界史 A」(2 単位)が履修必修であった。しかし、政府の強い要望もあり、日本の近現代史は全員学習すべきとの観点から、「歴史総合」という科目が新設され、概ね 19 世紀以降の世界史・日本史を合わせた科目が誕生した。しかし、この結果、次のような学生が大量に発生することとなった。

- (1)中国史(春秋・戦国~漢~三国~唐・宋)を知らないで「漢文」を履修する学生
- (2)日本史を知らないで「古文」を履修する学生

日本史について中学である程度学習するために、「国語便覧」の活用により、一定程度のカバーは可能であるが、**中国史を知らないで漢文を理解することは非常に困難**である。

【改善案】現在、「地理」については、概ね、「地理総合」(必修)は系統地理、「地理探究」は世界地誌であり、日本地誌は中学で終了したとみなされている。これに倣い、日本史と文学史は全て中学に降ろし、高校では世界史を必修にするべきである。

§3.消費税の輸出免税の見直し【システム監査の専門家の出番】

[1]外国人観光客に対する「免税店コーナー」の運用変更

昨年7月号で取り上げたように、昨年6月5日、大手のドラッグ・ストアのチェーン店の免税店コーナーで、 大規模な不正が摘発され、3億円の追徴課税となった。この事案は、消費税第7条に基づく「輸出免税制度」 の悪用であるが、今回の摘発は「インボイス制度」の効用であると考えられる。

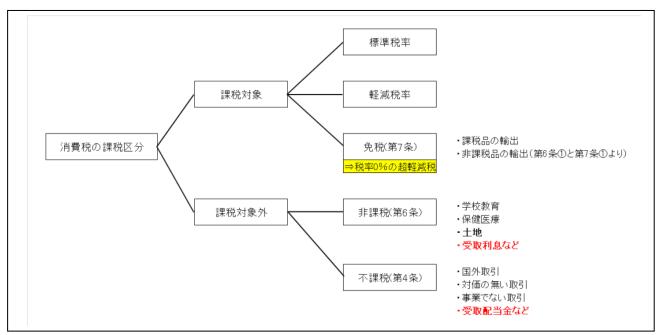
2014 年 4 月以降、「外国人観光客の「転売」や「国内消費」は無い」という「性善説」に基づいて、外国人観光客向けの免税コーナーでは最初から消費税相当額を不徴収としていたが、2026 年 11 月 1 日から免税制度は出国時の税関での「リファンド方式」に変更される。即ち、外国人観光客も一旦消費税相当額を支払い、出国時に税関でレシートを提示して返金してもらうことになる(→文献[1,2])。この結果、外国人観光客は空港の保安検査場に 30 分程度早く並ぶ必要が生じることになるが、これが世界標準であるので当然の法改正である。なお、周知期間が 22 か月も設けられているのは、税関のシステム開発に要する時間、及び、量販店等の販売管理システムの改修に要する時間を考慮してのことである(→文献[2,8])。

[2]「消費税の食料品を0%にする」案の検討について

昨年 12 月 19 日に野党第 1 党の議員有志 40 名が「食料品の消費税ゼロ%を実現する会」を結成した(→文献[3])。「消費税」などの包括的な VAT(付加価値税)には逆進性が不可避であり、世帯の所得が低いほど「エンゲル係数」(食料品に関する支出/総支出)が高くなるという事実もあり、大きな経済効果が期待される。現在、永田町では与党議員も含めて賛同の動きが広がりつつあり、今年夏の参議院通常選挙や東京都議会議員選挙での大きな争点になると考えられる。

世界中で食料品を「非課税」または「免税(ゼロ税率)」としている国は多く、G7の中でも、英国とカナダが該当する。また、米国は連邦規模の消費税は存在せず「州消費税」が45州と Washington D.C.で導入されているが、多くの州で「非課税」である。

★消費税がかからないものは「不課税」と「非課税」と「免税」がある「不課税」(Untaxable)と「非課税」 (Non-Taxable)と「免税」(Tax Exempion)は似て非なる概念であるため注意が必要である。 (→文献[2])。 消費税の課税の区分については、次のように場合分けされる。

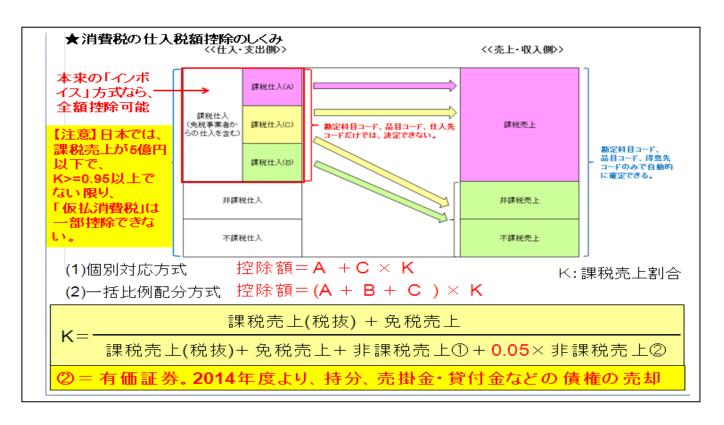


これらの根拠法を纏めると次のようになる。

	課税	不課税	非課税	免税
事業者	○(法第5条) 〔本則課税/ 簡易課税〕	×	×	○(法第9条) 〔課税売上1000 円以下〕
取引及び 物品・役務	○(法第4条)	○(法第4条)	○(法第6条) 〔対象となる物品・役 務を別表で規定〕	○(法第7条) 〔輸出〕

※法:消費稅法

消費税法第30条によると、<mark>消費税の「仕入税額控除額」は会計上の「仮払消費税」とは一致せず、下図の(1)または(2)の方式によるとされている。</mark>この差額は一般に「損税」と呼ばれており、課税売上割合が極端に低い医療機関や調剤薬局等では大きな問題となっている(→文献[2,4])。極端な場合、全ての売上が「不課税」または「非課税」の場合、仕入税額控除額はゼロとなるのである。



★ここで問題となるのは、食料品の 0%が「非課税」となるか、「免税」となるかである。消費税法第 7 条に 定める「免税」については、輸出取引に限られている。また、非課税物品を輸出する場合も、「課税売上割 合」の計算においては「免税売上」に含めることとなっている。

財務省の試算によると、食料品の消費税を引き下げる場合の税収のインパクトは次のとおりである(ただし、これは減税による経済効果による所得税・法人税・消費税等税収の増加を考慮していない数値である)。

- ・8%→5%の場合 ……国税分≒1兆 5000円, 地方税分≒4200 億円
- ・8%→0%の場合 ・・・・国税分≒4兆円, 地方税分≒1兆 1300 億円

過去 5 年間の税収の上振れは 5~8 兆円で推移している。また、今般、所謂「103 万円の壁」が「123 万円またはそれ以上」に引き上げられることを考えると、現時点では 8%→5%が現実的であると思われる。しかし、0%が実現した場合、「非課税扱い」となった場合、食料品店にとっては次のような事態となるので、

今の内から、対策の検討が必要である。

- ・仕入した食材については、こちらも非課税取引となるので損害無し。
- ・冷蔵庫の電気代、運賃、パッキング費用等に掛かる消費税は、仕入税額控除できず、損税となる。

★医療機関や調剤薬局の場合、保険医療は非課税である。しかし、薬剤の仕入については課税取引であり、この消費税は仕入税額控除できず損税となっている。この問題は、1989 年 4 月の消費税導入以来 36 年間も未解決のまま放置されている。この状況で、食料品の売買を輸出に準じて「免税取引」とするように消費税法第7条を改正するとなると、かなりハードルは高いものと思われる。この件については、次月以降に取り上げる予定である。

§4.昨年 12 月号のクリスマス・ソングの歌詞の訂正

2024 年 12 月号において、「神の御子は今宵しも」を取り上げたが、歌詞に一部誤りがあったので、お詫びして訂正する。第 1 節は共通なのであるが、英語系と仏語系で別々に発展したというのが真相である。また、後代に追加された節も存在する(→文献[9,10])。

- (1) Adeste fideles laeti triumphantes, Venite, venite in Bethlehem. Natum videte Regem angelorum:
- (*) Venite adoremus, Venite adoremus Dominum.
- 〔英系 2〕Deum de Deo, lumen de lumine, Gestant puellae viscera. Deum verum, genitum non factum. (*)Venite adoremus (...)
- 〔英系 3〕Cantet nunc io, chorus angelorum; Cantet nunc aula caelestium, Gloria, gloria in excelsis Deo, (*)Venite adoremus (...)
- 〔英系 4〕Ergo qui natus die hodierna.Iesu, tibi sit gloria, Patris aeterni Verbum caro factum. (*)Venite adoremus (...)
- 〔仏系 2〕En grege relicto, humiles ad cunas,vocati pastores appropiant. Et nos ovanti gradu festinemus, (*)Venite adoremus (...)
- 〔仏系 3〕Aeterni parentis splendorem aeternum velatum sub carne videbimus. Deum infantem, pannis involutum, (*)Venite adoremus (...)
- 〔仏系 4〕Pro nobis egenum et foeno cubantem, piīs foveamus amplexibus. Sic nos amantem quis non redamaret? (*)Venite adoremus (...)

〔後代に追加された節①〕

Stella duce, Magi Christum adorantes, aurum, tus et myrrham dant munera. Iesu infanti corda praebeamus, (*)Venite adoremus (...)

〔後代に追加された節②〕≒〔英系3〕

Cantet nunc hymnos chorus angelorum, cantet nunc aula caelestium, Gloria, gloria in excelsis Deo, (*)Venite adoremus (...)

★なお、ラテン語の時代、小文字は無く、アルファベットは 23 個であり、J,U,W は存在しなかった。つまり、 I=J, U=V=W であった。宝飾のブランド BVLGARI の綴りはまさにこれを反映している。

なお、英語の C と K が競合関係にあるように、ラテン語の時代でも C と K の競合関係は存在した。英語で kick

などの子音 2 個の連続において、 « kk »でなく « ck » と綴るのもその為である。一方、ギリシャ語のΓ/γ(ガンマ) の音価は有声音[g]であり、ギリシャ語の第 11 文字が K/κ の音価は無声音[k]であるため、競合関係は生じなかった が、ラテン語のCが無声化して[g]から[k]に変化したため競合関係が発生した。

日本ではクリスマスのイルミネーションのみクローズアップされるが、もともとは下記のようなシリアスな面も存 在する。(1886~1965, 2018~) これは「大天使ミカエル」の祈りと呼ばれるものであるが、神道の「お祓い」 に近いものであり、クリスマスのイルミネーションやサンタクロースとは全く異なる様相を呈している。

Sāncte Michael Archangele, dēfende nōs in proeliō: contrā nēquitiam et īnsidiās diabolī estō praesidium. Imperet illī Deus, supplicēs dēprecāmur;

tūque, Prīnceps mīlitiae caelestis, Satanam aliosque spīritūs malīgnos, quī ad perditionem animārum pervagantur in mundō, dīvīnā virtūte in īnfernum dētrūde. Āmēn.

近年、評論家や 有識者の一部は欧州の「多様性」を強調するが、それは一面的でしかない。EUの « In Varietate Concordia »は無秩序やカオスを意味するのではなく、多様性の中での(In Varietate)の中での統一(Concordia) を目指しているのであり、Concordia のほうが Varietate よりも重視されているのである。

昨年末、S予備校の京都南校前で、兵庫県の超有名私立大学において、第二外国語が全く無いことを聞いて腰を抜 かした。特に第二外国語については、東西格差が顕著である。近年、首都圏に比べて、近畿圏の私立大学の偏差値 の低下が危惧されているが、このような事情も背景にあるのではないか?

★「サンタ・クロース」とクリスマスは実は全く別物である。本来、サンタ・クロースのモデルである「ミラの聖二 コラオス」(希: Ἁγιος Νικόλαος, 羅: Nicolaus Myrensis; 270~352 年 12 月 6 日)は、東西分裂前のローマ帝国 の小アジアのミラの大司教(大主教)であり、服装は赤ではなく、トナカイのソリにも乗っていなかった。そのた め、東欧や中欧では、「降誕祭」とは分離して、「サンタ・クロース」は12月6日を祝日としている。 そのため、ドイツなどでは、子供たちは12月には2回プレゼントをもらえるそうである。

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適 用、システム導入上の制約、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、医 師・薬剤師、IFRS コンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- 「1]2025 年度税制改正大綱が閣議決定、免税制度は「リファンド方式」へ、2026 年 11 月 1 日から特殊包装 や上限額を廃止 https://www.travelvoice.jp/20241227-156968
- [2]「田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋": ~消費税導入以来の制度上の盲点~ ~国民の大半の理解を得られる処方箋は何か?」(最新版:2024/10/14)
- [3] 江田氏ら立民消費減税派が勉強会 食料品税率ゼロ、公約化目指す https://news.yahoo.co.jp/articles/80a84a2aaee4a30ed43e77d3f781470f38594a73
- [4] https://www.chuoukai.or.jp/amawp/wp-content/uploads/2013/03/nihonijisinpou_2012.4.14.pdf
- [5]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考」(最新版 2024/11/25)
- [6]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)」(最新版 2024/11/11)
- [7]「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)」(最新版 2024/12/30)
- [8] SAP 認定コンサル道場 https://sap-consul-dojo.com/fi-customize/
- [9]"Adeste, fideles" 対訳・逐語訳 | Ephraem Fukutaro Ikeda (池田福太朗) https://note.com/efi/n/nb30867c06d5f#65f788ee-b70c-4c5f-9fcc-0b97af0ce3ff
- [10]Ephraem Fukutaro Ikeda (池田福太朗)

https://note.com/efi/n/n4c4808bfb72d#3c35271d-4a08-4410-9313-f6c2697599bb

【 エッセイ 】 仏法僧 ~IT 業界人のための寺院巡礼ガイド(前編)~

会員番号 0707 神尾博

1. 仏法僧

現代の IT は産業活動や社会生活、軍事・防衛等、分野を問わず広範に利用され、もはや我々にとって必要 不可欠な存在となっていることは言を俟たない。一方で仏教は日本に伝来した6世紀から平安時代にかけて は、土木、建築、医療、薬事、天文、地質等の最先端の科学技術を内包していた。たとえば行基や空海は、土 木の知識を駆使し灌漑池を改修・整備したと伝えられている。日本在住の我々IT 業界人も、仏事や観光で寺 院へ足を運ぶ機会があるだろう。その折りに IT の視点で堪能できるいくつかの話題を紹介したい。

さて、聖徳太子が定めた 17 条憲法の第 2 条に「篤く三宝を敬え、三宝とは仏法僧なり」とあるが、ここか ら話を始めたい。一般に組織の情報セキュリティポリシーは、基本方針、対策基準、実施手順の3階層で構 成される。これを当てはめると、まず仏は仏教の頂点に立つ集約的で抽象的な存在であり、基本方針のような 位置付である。次に法は僧侶や信者の行動規範やルールであり、対策基準に相応するといえる。そして僧は仏 の教えを自ら実践したり布教したりする、現世での実在する活動主体であり、実施手順に該当するだろう。

2.曼陀羅図

曼荼羅図(まんだらず)とは、仏教や密教における宇宙観を絵で表現したものである。智慧を表す金剛界曼 荼羅と慈悲を表す胎蔵界曼荼羅があり、諸仏が規則正しく配置されている。曼荼羅図の中に は法華経の経文一字一字で作画されたものがあり、堺市の妙法寺の法華経宝塔曼陀羅図が有 名である。また曼荼羅図以外にも、京都市の相国寺の法華観音の掛け軸のように、観音経の 経文文字で描かれている仏画がある。

IT の世界での「AA (ASCII art)」も、テキストを使ってイメージを表すものである。メ インフレーム全盛の時代には、用紙の両側に紙送り用の穴のあるトラクタフィード方式のドッ トプリンタが主流であった。当時の印刷表現力は現在のようなグラフィックは不可能で、



モノクロのテキストの配置や組み合わせでプログラムのタイトルや組織名やロゴを表現するといった工夫が なされていた。年配のIT業界人の中にはノスタルジーを感じる方も多いだろう。

3. 尊格

仏には「尊格」と呼ばれる階層があり、上位から「如来」「菩薩」「明王」「天部」の4つに分類され、 それぞれが固有の役割を担っている。如来は悟りに至った存在であり、菩薩はそれを目指して修行中だ。明王 は道を踏み外しそうになった者へ怒りを以て諫め、天部は天界や仏法の守護を受け持つ。

IT でもシステム全体をいくつかの階層で機能を分担し、上位や下位に必要な制御情報やデータをリレーし ている例が存在する。たとえば OSI 参照モデルはコンピュータネットワークの標準規格であり、第1層の物 理層から第7層のアプリケーション層までの、それぞれがカバーする範囲が定義されている。またクラウド

サービスでも、ユーザは SaaS、PaaS、IaaS といった、自身にとって必要な機能のある階層までを選択して利用することが出来る。

一般的な組織でも同様である。指示命令系統は不可欠ではあるが、各々が責務を全うすることが前提である。 むろん不正への賢明な不服従も含まれており、トップや幹部による不当な圧力はガバナンスの欠如となるので 要注意だ。

4. 塔頭

大寺院の敷地内に、個別の独立的な寺院が存在するケースがある。それらは塔頭(たっちゅう)または塔頭 寺院と呼ばれ、いわば寺院の入れ子と言えよう。たとえば三門(山門)への千利休の木像安置事件で知られる、京都市の大徳寺には、20 を超える塔頭寺院がある。この入れ子構造については、コンピュータプログラムにおけるループ(繰り返し)処理を組み合わせた多重ループを連想される方々も多いだろう。入れ子の外側のループ変数を1つ進めると、内側のループ処理に移る。そして内側のループ処理の完了後に外側のループへ戻るといった、一連の動作である。

なお、プログラミング以外の事象も入れ子で解釈した方が、それぞれの包含関係、すなわちどちらが上位概念であるかが整理され、より正確な理解が進むケースが多い。ただし、それがすべてではない事に留意したい。たとえば生成 AI は社会の一部ではあるが、社会への影響は絶大である。このような入れ子の内側から外側へ反応が波及することもあるという相互作用の概念も見落とさないようにしたい。

5.御前立

ここからはしばらく、寺院でしばしば見かけるアイテムと IT システムを構成するコンピュータやデバイスとの対比について、諸々を解説する。まずは御前立(おまえだち)である。御本尊の中には、通常は非公開であり特定の時期のみに御開帳される、すなわち秘仏として取り扱われているケースがある。この御本尊の納まった厨子等の前に安置されている仏像が御前立である。人々はこれを御本尊の代わりに参拝するわけであるから、いわばブラウザからの問い合わせを Web サーバへ取り次ぐプロキシ(代理)サーバのようなものだ。クライアントからのサービス要求の負荷分散を行うロードバランサも同様である。

そもそも諸氏の自宅に設置されているブロードバンドルータも、外部(WAN)と内部(LAN)の境界点でNAT変換をして複数のIPアドレスを配布し、PCやIT家電が外部のサービスや内部の機器と通信できるようにする役割を果たしているのであるから、日常から無意識に御前立のような機能と接していることになる。

6.如意宝珠

音声認識により、ネットでの買い物やIT家電の操作等を補助・代行してくれるスマートスピーカー(AIスピーカー)は球状、円筒状等、形は様々だ。一方、仏が持つ如意宝珠(にょいほうじゅ)は、その程度の機能に留まらず、意のままに願いの全てを叶えてくれる球体である。

スマスピでは、子供が親に無断で物品の注文をしてしまったという例が、これまでにいくつ か報告されている。一方でスコットランド在住の6歳の少女がスマスピに「ママを助けて!」



と呼びかけることで、心臓疾患を抱えた母親が一命を取り止めたという例も 2023 年に報告されている。近 所の祖母ヘレスキューの電話がかかるように設定していたそうだから、賢明なアイデアには脱帽する。

7.念持仏

ノート PC、スマホ、タブレット等のモバイルデバイスは、わが国ではほとんどの現代 人にとって必携のアイテムだろう。念持仏は、手元に置いたり持ち歩いたりして崇める 仏像だ。日本最古のものは、光明皇后の母である橘夫人の阿弥陀三尊像であり、法隆寺 に安置されている。また上杉謙信、武田信玄、豊臣秀吉、徳川家康等の多くの戦国武将 が戦勝や武芸向上等のため、礼拝していたという。



仏壇や床の間の無い家屋の増加に伴い、念持仏を取り扱っている業者でも小型のものの注文が多いそうだ。 このあたりは、デスクトップ PC が 1990 年代後半からノート PC に取って代わられるのと事情が似ている。 著者が個人的に最初に購入したのも「X1」と呼ばれる 1980 年代の8 ビットのデスクトップ機だった。

8.六根

修験道で山伏が峻厳な山岳を進みながら唱える「六根清浄」は、仏教用語である。六根は人体の視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、意識であり、これらを欲望から切り離すことで魂の浄化を図ることを意味する。サイバー空間にはサーバや PC、スマホのみならず、ネットワークカメラやセンサネットワークも接続されている。しかしながら現代人がこれらをすべて断ち切ることは、デジタルデトックスでもしない限り不可能だろう。むしろ繋がり自体を否定するのではなく、感覚機能そのものをクリーンな状態に保つことに重きを置く、すなわちデジタルハイジーンという考え方はいかがだろう。ひとつの例として、光電管センサや振動センサ等のセンサ類は工場や自然界の過酷な環境下に設置されるケースも多く、これらは「清浄」ならぬミッションクリティカルな「正常」稼働が要求されるのであるからだ。

9.お守

多くの日本人は、寺院や神社で授かったお守りを毎年の初詣のたびに返納し、お焚き上げと呼ばれる焼却による供養をしてもらった経験がおありだろう。また、念願が叶った際に引き取って頂くこともあるだろう。特に厄災除け系のものについては、持ち主の代わりにお守り自らが次々と邪気を吸収し、蓄積限度を超えている恐れがあるとして交換が恒例になっていたりもする。マルウェア検出ソフトによる定期的なスキャンは言わずもがなだが、諸氏のお手元の PC のレジストリやサーバの HDD のフラグメンテーションも長期間放置すると、動作不具合やパフォーマンス低下につながることを意に留めておきたい。またシステム監査人であれば、採用しているセキュリティ技術の危殆化や IT システムのレガシー化等のリスク評価も、一定期間内に見直しを要することは十二分に認識されているはずだが、諸氏も今一度自問されてみてはいかがだろうか。

(このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJ の公式見解ではありません。画像は Wiki により著作権保護期間満了後のものを引用しています。)

第 293 回月例研究会:講演録

テーマ: 「防災 DX の再考: 災害対策行政におけるデジタル化の現状と課題」

会員番号 1818 福本洋一(近畿支部)

【講師】愛知大学国際コミュニケーション学部准教授

令和6年度国民保護国重点訓練 評価委員長

伊藤 潤(いとう じゅん)氏

【日時・場所】2024年12月16日(月曜日)18:30 - 20:30、オンライン(Zoom ウェビナー)

【テーマ】「防災 DX の再考:災害対策行政におけるデジタル化の現状と課題」

【要旨】

2024 年 1 月に発生した能登半島地震での震災対応を契機として「防災 DX(デジタル・トランスフォーメーション)」に注目が集まっており、近年日本政府は災害対策のデジタル化を強く推進し、官民問わず強い期待が寄せられている。

しかし、これまでに行ってきた防災情報システムに関する実態調査からは、災害対策行政のデジタル 化は困難な状況に陥っていることが明らかとなっている。デジタル化を阻む要因を踏まえて、デジタル化 の意義と今後の方向性について解説をいただいた。

【講演内容】

・2024 年能登半島地震対応におけるデジタル技術利活用の実態

- 能登半島地震(2024)の被害概況(交通網の遮断+高齢化地域→広域避難を余儀なくされた)
- 石川県総合防災情報システム(市町村も入力して県から国(消防庁等)に情報共有)の課題(職員も 被災して来庁もできず、他の業務対応もあって情報入力作業の遅れ・漏れ)
- 発災後に情報共有のために避難所データ集約・可視化アプリの構築を行い、アプリから県のシステム に登録できるように対応し、被災者データベース(住民による登録にマイナンバーではなく LINE や Suica を利用)も構築した
- 広域被災者データベース・システムの開発の課題(名寄せ困難、被災者台帳の作成は市町村の管轄になるため県が構築する法的根拠の整理、避難者情報の把握におけるマイナンバーの利用も検討)

・防災分野におけるデジタル化と DX

- 防災 DX とは、災害対応に当たる行政機関、指定公共機関、民間事業者、民間団体等が収集、保有する情報を、デジタル技術を活用し、集約・共有することにより、各主体の業務をより効率的、効果的に行うことを目指す技術基盤のこと
- 現在のレベルは、依然としてデジタイゼーション(第1段階)の取り組みが目立つ
- 日本版 EEI(災害基本共有情報)の基本ルール策定+データ流通のプラットフォームとして新総合防 災情報システム(SOBO-WEB)整備 → これらの災害発生時の運用が今後の課題

・全国における危機情報管理システム(CIMS)・災害情報管理システムの現状

- 自然災害対策は基本的に自治事務であり、災害対応で使用する情報管理システムの導入・運用は自治 体の自主性に委ねられている。
- 危機情報管理システム(CIMS)とは、EOC(緊急オペレーション・センター)における指揮・調整 活動を支援する ICT ベースの情報共有・意思決定支援ツールのこと(日本の災害対策本部などで使用 されているものは「災害情報管理システム」または「防災情報システム」と呼ばれている)
- 都道府県間で災害情報管理システムの開発ベンダーや運用環境(クラウド・オンプレ等)が異なるため、連携なく独自に運用されている(使える機能やフォーマットが異なる)
- 政令市等でも独自の被災者システムを構築する場合もあるが、県のシステムとの API 連携もなく「二重入力」の問題が発生

・まとめ: 防災 DX の再考

- 情報システムに関する課題(システムの仕様に統一規格がなく、自治体の政策優先度や財政等による 相違があるため、自治体間で「デジタル格差」が発生しており、運用レベルでは活用できない)
- 利用システムと自治体のニーズとの不一致(二重入力を回避して一元的に情報管理したい)
- 今後の方向性として、縮減社会(人的・物的・税制的資源の減少)を前提に人力に頼れないため、① 民間主導の官民連携で情報システムの標準化に向けた統一規格及び導入・運用ルールの再検討と②各 種ハザード対策(自然、技術、人為)で利用できる汎用性の確保が必要
- それと並行してデジタル時代に適応した防災及び危機管理制度の在り方を再検討することが必要

【所感】

災害に関しては、被害規模が広域となるほど情報の共有と管理が難しくなっていくとは考えていたが、入力作業の職員の方の負担等については意識をしたことがなかった。行政におけるデジタル化の問題において、アナログからデジタルに変換するためのプロセスは依然として人間による入力作業を前提としているのは、防災分野だけではないと感じた。特に、防災のようなデータの収集の迅速性・網羅性・正確性・信用性が問われる分野においては、ネットワーク等の情報インフラが停止した場合を除き、人手ではなくスマートフォンによる位置情報等を利用した自動的なデータ収集等をベースとして、それを実現するために現在の情報通信規制の見直し等ができないのだろうかと思った。

また、ご説明いただいた情報システムの問題以前に既存の制度や仕組みが障害になっていることが多い点も、 防災分野に限られた課題でもないと感じた。民間事業者においても、情報システムの問題のように捉えられて いるものには、前提となる業務自体の標準化等ができていないことに起因するものも多くあり、既存の制度や 仕組み自体の見直しを並行して行うことの重要性については、民間事業者における情報システムの課題等に関 与する立場でも共感するところである。

日本システム監査人協会 2024 年支部合同研究会: 開催報告

統一テーマ:「システム監査の活性化~VUCA な社会のリスクに挑む!」

会員番号 0655 荒牧裕一(近畿支部)

【日時】2024年11月9日(土)13:30 - 18:00(研究会) 18:15~20:30(情報交換会)

2024年11月10日(日)9:45-11:30(オプショナルツアー・太陽の塔内部見学)

【場所】ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)、およびオンライン(Zoom)

【統一テーマ】「システム監査の活性化~VUCA な社会のリスクに挑む!」

【参加者数】研究会: 75 名(会場参加25 名、オンライン参加50 名)

情報交換会 20 名、オプショナルツアー16 名

【研究会概要】

コロナ禍で中断していた西日本支部合同研究会について、北海道支部および東北支部を加えた全支部を対象とした合同研究会に発展させた形で再開した。今回は遠方の会員も参加できるようオンラインを併用したハイブリッド形式の開催形態をとったこともあり、研究会には合計 75 名もの参加者があった。また後援団体のISACA 大阪支部、システム監査学会、JISTA 関西支部の会員にもご参加いただけた。

研究会は大きく基調講演と支部発表に分けられ、以下のスケジュールで進行した。

・13:30~14:00【基調講演1】

テーマ: SAAJ のビジョンとシステム監査・管理ガイドライン

講演者:会長 松枝憲司氏

- 1.SAAJ のビジョンとミッション
- 2.2025 年度の事業方針(案)
- 3.2024年の実績と2025年の事業方針
- ・14:00~15:00 【基調講演2 兼 北海道支部発表】

テーマ:電力業界としてシステム監査実施決定およびその後の状況報告について

講演者:北海道支部長 宮崎雅年氏

- 1.旧電力会社の分社とは
- 2.分社にあたっての行為規制
- 3.事案の発端
- 4.再発防止策
- 5.システム監査
- 6.各社の対応状況

・15:10~15:40 東北支部発表(オンライン)

テーマ:『保証型システム監査について』SAAJ東北支部 2023 年研究会活動のまとめ

発表者:東北支部長 横倉正教氏

1.システム監査の全容と保証型システム監査の位置付け

- 2.保証型システム監査とは
- 3.保証型システム監査の契約まで

·15:40~16:10 北信越支部発表

テーマ:経営に資するシステム監査の普及 ~システム監査人に要求されるスキルと人材育成~

発表者:会員 小嶋潔氏

- 1.システム監査の意義と目的
- 2.現状のシステム監査の実施状況と課題
- 3.システム監査の品質水準向上
- 4.経営に資するシステム監査を実現するための方策
- 5.経営に資するシステム監査を担うシステム監査人に必要なスキル
- 6.経営に資するシステム監査を担うシステム監査人の人材育成
- 7.一般企業、特に中小企業へのシステム監査の普及~システム監査を普及させるためのアプローチ~

·16:10~16:40 中部支部発表

テーマ: SAAJ 中部支部初! IT ガバナンス監査研修への挑戦

発表者:会員 潤(うるい)正宏氏

- 1.概要~本研修で挑戦したテーマ~
- 2.これまでの活動
- 3.研修の内容
- 4.振り返り
- 5.IT ガバナンス監査研修(トライアル2)のご案内

·16:50~17:20 九州支部発表

テーマ:デジタル化の加速と新たなリスク~ノーコード/ローコード開発の内製化が招く落とし穴

発表者:九州支部長 舩津宏氏、会員 荒添美穂氏(共同発表)

- 1.ノーコード・ローコードとは
- 2.事例公開されているノーコード(ちょっと知識要)アプリ制作
- 3.ノーコード・ローコードで内製化された事例(Web 公開情報)
- 4.ノーコード・ローコード開発のメリット・デメリット
- 5.ノーコード・ローコード開発体制で気を付けること
- 6.リスクの洗い出しと顕在化キャッチのためのシステム監査

·17:20~17:50 近畿支部発表

テーマ:「地方公共団体における監査の活性化」

発表者:会員 藪上(やぶうえ)憲二氏

- 1.地方公共団体における監査の位置づけ
- 2.地方公共団体への外部監査導入に向けて
- 3.監査活性化の前提となる地方公共団体のゼロトラストモデル導入に向けて

【情報交換会概要】

研究会終了後、近くの居酒屋にて懇親会を兼ねた情報交換会を開催した。はじめに基調講演を担当していただいた松枝会長と宮崎北海道支部長からの挨拶があり、その後和やかに歓談した。これまで名前は知っていても実際に会うのは初めてという会員も多く、随所で名刺交換等も行われた。また各支部の近況報告やITガバナンス監査研修の紹介等の情報交換も活発になされた。

おわりに、次回の主催者となる中部支部長の鈴木氏の挨拶と記念撮影の後、散会した。北海道から九州までの会員が集まる場がこれまで少なかったため、貴重な交流の機会であった。



【オプショナルツアー概要】

翌10日(土)は、吹田市の万博記念公園内にある太陽の塔の内部見学ツアーを実施した。会員の家族の参加もあり、参加者は合計16名だった。

【所感】

コロナ禍で中断を余儀なくされていた合同研究会を、全国規模に拡大した形で再開してコミュニケーションの場を設けただけでも意義のあることだと感じた。原則として全支部に発表していただいたため発表時間が30分と短くなり、内容面では不完全燃焼の部分もあったかもしれない。しかし、幅広く色々なテーマの話が聞けて楽しかったという意見もいただけたので、一定の成果はあったと考えられる。

特筆すべきは、各発表が全て時間通りに終わり質疑応答の時間も確保できたことである。リハーサルもなく ぶっつけ本番で挑んだ中で最大の懸念であった時間管理が滞りなく進んだことに、発表者の皆様に改めてお礼 を言いたい。

今後は出来る限り各支部の持ち回りで開催していくのが理想であるが、中には会員の少ない支部もあり、そ の点をどう解決していくのかも課題である。一つひとつ課題を解決しながら毎年恒例の行事として定着させて いきたい。

以上

支部報告【北信越支部 2024 年度石川県例会/12 月リモート例会報告】

会員番号 0947 梶川明美(北信越支部)

以下のとおり北信越支部 2024 年度新潟県例会/9 月リモート例会を開催しました。

- ・日時:2024年9月14日(土) 現地参加者:8名、リモート参加者:4名
- ・会場:現地会場(IT ビジネスプラザ武蔵 4F 情報化研修室とリモート(Meet)のハイブリッド開催
- •議題:
 - (1)研究報告/情報提供
 - ・「クラウドサービスの責任共有モデルをベースにしたクラウド利用者の安全管理措置とシステム監査」 宮本茂明会員 (2)検討事項等 (今年の振り返りと来年の予定)
 - ・11 月の支部合同研究会の報告と意見交換
 - ・来年の3支部合同研究会の運営について協議
 - ・来年の予算(お知らせ)、支部の活動計画案(検討)
 - ·SAAJ 中部の WG 活動の取り組みについて

◇研究報告

クラウドサービスの責任共有モデルをベースにしたクラウド利用者の安全管理措置とシステム監査

会員番号 1281 宮本茂明

【要旨】

新潟県例会(2024年9月)に報告したクラウドサービスの責任共有モデルに基づく安全管理措置について、クラウドサービスの導入、運用、システム監査において、多くの課題があることから、例会参加者による課題認識に関する意見交換を行いました。今後これらの課題への対応について支部例会等で検討していく予定です。

【報告内容】

クラウドサービスの責任共有モデルは、クラウドプロバイダーとクラウド利用者間でセキュリティ責任を 分担する仕組みです。利用者は主にデータ管理、アクセス制御、アプリケーションセキュリティを担当し、 組織的・技術的対策が必要です。

例会参加者の皆さんと、クラウドサービスのセキュリティ責任分担への対応に関し、導入、運用、システム監査等に課題認識について意見交換を行いました。

(意見交換概要)

・総務省から「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」、「ASP・SaaS の 安全・信頼性に係る情報開示指針(ASP・SaaS 編)第3版」が示されているが、公表形式、公表方法に ついては各社に委ねられている。責任分担を整理するには、利用規約やセキュリティポリシー等の公開 文書から、責任範囲について整理していく必要があるが、詳細に確認していくには労力がかかり、負担 となっている。

- ・中小企業の場合、これらの事項をチェックする体制がないケースも多い。
- ・従来のユーザ会による情報交換、ベンダへの提言をするような場が、SaaS サービスの場合ほとんどないので、自社のみで責任共有の課題に対処する必要がある。
- ・SaaS を導入する場合、責任範囲について十分な確認を行わず、同業他社での導入実績のあるサービスかどうかといった点で評価し、導入されているケースも多い。
- ・クラウドサービス利用契約時の指針になる標準的なチェックシートがあるとよい。標準的なチェック シートで全てを網羅しチェックすることは難しいが、80%カバーできるものがあれば、有効に利用でき る。
- ・導入フェーズでは、クラウドサービスのセキュリティ責任分担に関する評価はできていても、運用 フェーズの再評価ができていないケースも多い。
- ・「システム管理基準ガイドライン」 II.8 (外部サービス管理) にそって、クラウドサービスの利用計画策定、選定と契約、運用管理、評価、サービスレベル管理フェーズでの、責任共有モデルの課題を整理することも有効ではないか。
- ・ISO/IEC 27001:2022 (ISMS)、ISO/IEC 27017:2016 (クラウドサービスのための情報セキュリティ管理策の実践の規範)の管理策項目の視点で、クラウドサービスの管理での、責任共有モデルの課題を整理することも有効ではないか。
- ・これらの課題について、中小企業における規範性の観点で、重要なセキュリティ機能に関するリスクを 明確化し、導入、運用、モニタリングの各フェーズにおいてリスクベースで課題と対策を検討していく ことも有効ではないか。

【所感】

今後も支部例会等で、クラウドサービスの責任共有モデルをベースにしたクラウド利用者の安全管理 措置とシステム監査について、課題の整理とその対策の検討を進めていきたいと考えています。

注目情報(2024.12~2025.1)

■【IPA】サイバーセキュリティ分野における防衛省・経済産業省・IPA による包括的な連携協定を締結 (2024/12/27)

https://www.ipa.go.jp/security/renkei/rk20241227.html

防衛省、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)は、防衛省・自衛隊を含む我が国のサイバー 状況把握力及びサイバー事案への対処能力の強化並びにサイバー安全保障の確保に資することを目的として、3 者間での連携を強化すべく、12月27日(金曜日)、「サイバー事案の対処及びサイバー脅威情報等の共有等に 関する包括的な連携協定」を締結しました。

今後、自衛隊による IPA の取組への参画等を通じた産業界向けセキュリティ支援や、情報提供等を通じた防衛産業との連携強化など、具体的な取組を 3 者間で共同して進めていく予定です。

本協定における取組事項として、(1)自衛隊による IPA の取組への参画等を通じた産業界向けセキュリティ支援、(2)情報提供等を通じた防衛産業との連携強化、(3)3 者間の新たな協議体(枠組み)の設置を想定しています。

今後、3者で共同して、具体的な取組を進めていく予定です。

以上



【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SA	■ SAAJ 月例研究会(東京)			
	日時	2025年3月6日(木曜日) 18:30~20:30		
	場所	オンライン(Zoom ウェビナー)		
	テーマ	デジタルガバナンス・コード 3.0 による DX 推進の加速		
	講師	株式会社 NTT データ経営研究所 主席研究員 エグゼクティブ・コンサルタント (日本システム監査人協会 副会長) 三谷慶一郎(みたに けいいちろう)氏		
第295回	講演骨子	「デジタルガバナンス・コード」は、企業価値向上に向けて DX を推進していくために、経営者が実践すべき事柄についてとりまとめたもので、その内容は「DX 認定」や「DX 銘柄」の評価基準に紐づいている。また、2024 年には私も参加させていただいた経済産業省検討会の議論を経てアップデートが行われている。本講演では、更新された「データ活用・データ連携」「デジタル人材の育成・確保」「サイバーセキュリティ対策」等を中心に、それぞれのテーマの背景にある問題意識や、実際に DX を推進する上で留意すべきポイント等を中心に議論したい。		
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円		
	お申込み	https://www.saaj.or.jp/kenkyu/kenkyu/295.html		
	定員	定員 400 名 応募締切日: 2025年3月5日(水) 16:00		



協会からのお知らせ(予告)【第24期通常総会の開催】

会員番号 2581 斉藤茂雄(事務局長)

日本システム監査人協会(SAAJ)会員各位

■第24期通常総会のご案内

日本システム監査人協会の第24期通常総会を、下記の通り開催致します。

万障お繰り合わせの上ご出席をお願い申し上げます。

総会及び懇親会の参加申込は 2025年2月初に、協会ホームページにてご案内致します。

- **1. 日時: 2025 年 2 月 21 日 (金)** 13 時 30 分~15 時
- 2. 開催方法: 会場および ZOOM 会議による

会場ご参加の場合

東京都中央区日本橋茅場町 1-11-3 岡本ビル 3 階会議室

(東京メトロ日比谷線 茅場町駅 徒歩1分)

https://time-sharing.jp/detail/10256

- **3. 第 24 期通常総会 議事**(予定)
 - 13:30 開会
 - (1) 2024 年度 事業報告の件
 - (2) 2025 年度 事業計画の件
 - (3) 2025 年度 予算の件
 - (4) その他

15:00 閉 会

4. 特別講演

実施しません。

5. 懇親会

場所:後日ご案内します。

時間:総会終了後1.5時間。

以上

協会からのお知らせ 【 CSA/ASA資格をお持ちの方へ: 資格更新手続きについて 】

2025年度公認システム監査人及びシステム監査人補の更新手続きのお知らせです。

- ・資格認定期限が2024年12月31日で満了となる方について、認定の更新手続きを行います。
- ・資格更新申請の受付期間は2025年1月1日(水)から1月31日(金)までの1か月間です。
- ・今回の更新対象者は、資格認定番号が下表の方です(2014年度よりすべて2年度ごとの更新です)。

	取得年度	CSA 認定番号	ASA 認定番号	2025 年 1 月更新	2026 年 1 月更新
1	2002 年度	K00001~K00253	H00001~H00193		0
2	2003 年度	K00254~K00320	H00194~H00263		0
3	2004 年度	K00321~K00357	H00264~H00316	0	
4	2005 年度	K00358~K00401	H00317~H00384		0
5	2006 年度	K00402~K00447	H00385~H00433		0
6	2007 年度	K00448~K00478	H00434~H00473	0	
7	2008 年度	K00479~K00518	H00474~H00514		0
8	2009 年度	K00519~K00540	H00515~H00538	0	
9	2010 年度	K00541~K00553	H00539~H00557	0	
10	2011 年度	K00554~K00568	H00558~H00572		0
11	2012 年度	K00569~K00580	H00573~H00586	0	
12	2013 年度	K00581~K00596	H00587~H00595		0
13	2014 年度	K00597~K00606	H00596~H00602	0	
14	2015 年度	K00607~K00615	H00603~H00618		0
15	2016 年度	K00616~K00630	H00619~H00625	0	
16	2017 年度	K00631~K00641	H00626~H00634		0
17	2018 年度	K00642~K00653	H00635~H00644	0	
18	2019 年度	K00654~K00673	H00645~H00650		0
19	2020 年度	K00674~K00690	H00651~H00654	0	
20	2021 年度	K00691~K00713	H00655~H00661		0
21	2022 年度	K00714~K00730	H00662~H00665	0	
22	2023 年度	K00731~K00754	H00666~H00672		0

- ・資格更新申請には、更新申請書や継続教育実績申告書などの提出が必要です。準備をお願いします。
- ・更新手続きの詳細は、HPの「CSA の資格をお持ちの方へ」 (https://www.saaj.or.jp/csa/forCSA.html)をご覧ください。

【 新たに会員になられた方々へ 】



新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。 協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。



- ・ホームページでは協会活動全般をご案内
- https://www.systemkansa.org/

·会員規程

- https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html



・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html 公認システム監査人制度における、会員割引制度など。



・各支部・各部会・各研究会等の活動。 https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html 皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。



・皆様からのご意見などの投稿を募集。

ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。



- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。

https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html



・月例研究会など、セミナー等のお知らせ https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html 月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。

https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html



・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。

「CSA:公認システム監査人」と「ASA:システム監査人補」で構成されています。 監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。

・CSAサイトで詳細確認ができます。 http

https://www.saaj.or.jp/csa/index.html



過去の会報を公開 https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。



・お問い合わせページをご利用ください。 https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html 各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

	【 SAAJ協会行事一覧 】	赤字:前回から変更された予定	2025.1
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
1月	7:総会資料提出期限 16:00	1-31:CSA・ASA 更新申請受付	
	9:理事会:総会資料原案審議		8:支部会計報告提出期限
	29:2024 年度会計監査	20:第 294 回月例研究会	
	31: 償却資産税申告期限		
	31:総会申込受付開始(資料公表)		
2月	6:理事会:通常総会議案承認	2/1-3/31: <u>CSA・ASA 春期募集</u>	
	28:2024年度年会費納入期限	工句。CCA ACA 西拉马克=TXXX	24 . 12 20 签 24 即落带纵入
2 -	28:消費税申告期限	下旬:CSA・ASA 更新認定証発送	21:13:30 第 24 期通常総会
3月	1:年会費未納者宛督促メール発信 13:理事会	1-31: 春期 CSA·ASA 書類審査	
	13:埋事云 <mark>3:</mark> 東京都:認定 NPO 更新申請	6:第295回月例研究会	
	下旬:東京都: NPO 事業報告書提出		
4月	10:理事会	初旬:春期 CSA・ASA 書類審査	
7/3	10.44	中旬:春期 ASA 認定証発行	20:春期情報処理技術者試験·
		21:第296回月例研究会	情報処理安全確保支援士試
		21. <u>35.250 E/3//3//502</u>	験
5月	8:理事会	中旬・下旬土曜:春期 CSA 面接	
		中旬:第297回月例研究会(準備中)	
6月	1:年会費未納者宛督促メール発信	上旬: 春期 CSA 面接	
	12: 理事会	19:第 298 回月例研究会	3:認定 NPO 法人東京都認定日
	19:年会費未納者督促状発送	中旬:秋期 CSA・ASA 募集案内	(初回:2015/6/3)
	28:支部会計報告依頼(〆切 7/10)	中旬土曜:春期 CSA 面接	
	30:助成金配賦決定(支部別会員数)	下旬: 春期 CSA 面接結果通知	
		中旬~下旬:春期 CSA 認定証発送	
		前年度に実施した行事一覧	
7月	11:理事会	8:第289回月例研究会	
0 [12:支部助成金支給	中旬:秋期 CSA・ASA 募集案内	14:支部会計報告〆切
8月	(理事会休会)	1:秋期 CSA・ASA 募集開始~9/30	
0 🗆	3:中間期会計監査	1:第42回 CSA フォーラム	
9月	12: 理事会	9:第290回月例研究会	
		13: IT-BCP 事例セミナー 28-29: 第 44 回システム監査実務セミナー	
		30:秋期 CSA・ASA 募集締切	
10月	10:理事会	30.7((利) COA ハンハ 分来(申り)	13:秋期情報処理試験(システム
10/1	13:情報処理技術者試験会場での	12-13: 第 44 回システム監査実務セミナー	監査技術者試験)、情報処理
	入会案内チラシ配布	21:第 291 回月例研究会	安全確保支援士試験
	7 (2)(1) 2 2 40.1		26:13:30 会員活動説明会
11月	11: 予算申請提出依頼(11/27〆切)		
	支部会計報告依頼(1/8〆切)	18:第 292 回月例研究会	9:2024年度支部合同研究会
	14:理事会	中旬: CSA・ASA 更新手続案内	(大阪・天満橋にて開催)
	18:2025年度年会費請求書発送準備	〔申請期間 1/1~1/31〕	
	27:本部・支部予算提出期限	中旬~下旬:秋期 CSA 面接	
	27:会費未納者除名予告通知発送		
12月	1: 2025 年度年会費請求書発送	上旬:秋期 CSA 面接、CSA 面接結果通知	
	1: 個人番号関係事務教育	中旬: CSA/ASA 更新手続案内メール	
	12: 理事会: 2025 年度予算案承認	〔更新申請期間 1/1~1/31〕	12:協会創立記念日
	会費未納者除名承認	16:第293回月例研究会	
	第 24 期総会(2/21)審議事項確認	中旬:春期 CSA·ASA 募集案内	
	13:総会資料提出依頼(1/7〆切)	〔申請期間 2/1~3/31〕	
	13:総会開催予告掲示	下旬:秋期 CSA 認定証発送	
	20:2024 年度経費提出期限		

【 会報編集部からのお知らせ 】

- 1. 会報テーマについて
- 2. 会報バックナンバーについて
- 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□■ 1. 会報テーマについて

2025年の会報年間テーマは、「時代が求めるシステム監査」です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム 監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にその先を目指してど う立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html

□■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名(ペンネーム)による投稿	
		原則1ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。	
		https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx	
2.	記名投稿	原則4ページ以内	
		下記より投稿フォームをダウンロードしてください。	
		https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx	
3.	会報掲載論文	現在「論文」の募集は行っておりません。	
	(投稿は会員限定)		

■投稿について「会報投稿要項」

・投稿締切:15日(発行日:25日)

・投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。

・投稿先: saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル

・投稿メールには、以下を記載してください。

- ✓ 会員番号
- ✓ 氏名
- ✓ メールアドレス
- ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA番号、もしくは団体名を表記ください。

■注意事項

- ・原稿の主題は、定款に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に反する内容(宗教の教義を広める、政治上の主義を 推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど)は、ご遠 慮下さい。
- ・原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変 えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先: saajeditor@saaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】(会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です)

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID(8桁)は、年会費請求書に記載しています。

■発行:認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 https://www.saaj.or.jp/toiawase/

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更 された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■SAAJ会報担当

編集委員:竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、

野嶽俊一、山口達也

編集支援:会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス: saajeditor ☆ saaj.jp (☆は投稿時には@に変換してください)

Copyright(C)1997-2025、認定 NPO 法人 日本システム監査人協会